

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「川崎市」の下に「、相模原市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

環境影響評価に関し、より効果的に地域の実情に即した行政を推進するため、環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市に相模原市を追加する必要があるからである。